

3. さわやかちば県民プラザについて

(1) 概 要

① 施設の概要について

さわやかちば県民プラザ（以下、「県民プラザ」という。）は、平成2年の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」を踏まえ、平成3年の「さわやかハートちば5カ年計画」において設置の推進が位置付けられた施設である。本県における生涯学習推進のための中核的施設として、平成8年11月15日の設置時は、生涯学習の推進を図るための「生涯学習センター」、参加型芸術文化活動を促進するための「芸術文化センター」、男女共同参画社会の構築を目指す「女性センター」、人と環境の関わりについて理解を深める「環境学習コーナー」の4つの機能を持つ複合施設として設置された。現在は「生涯学習センター」及び「芸術文化センター」の2つの機能だけとなっている。

「生涯学習センター」は、生涯を通じて、県民一人ひとりが、そのライフスタイルに応じて、「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができる「生涯学習社会」の実現と、活力ある豊かな「生涯学習県千葉」の創造を目指し、県民の自主的、自発的な生涯学習活動を総合的に推進するための中核的施設としての機能を有する。また、「芸術文化センター」は、県民が芸術文化に親しむとともに、自ら愛着のもてる県民文化の創造の担い手となることを目指す参加型芸術文化活動促進の場としての機能を有する。

【施設の概要（設置目的等）】

区分	内容
施設名	さわやかちば県民プラザ
所在地	千葉県柏市柏の葉4-3-1
設置年月日	平成8年11月15日
設置根拠	教育機関設置条例 第1条～第1条の4
管理根拠	千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則
施設所管課	千葉県教育庁教育振興部生涯学習課
設置目的	教育機関設置条例において、「県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資することを目的とする。」と規定されている。

【施設の概要（主な事業内容等）】

区分	内容
敷地面積	28,771.51 m ²
構造・規模	鉄骨コンクリート造 地上4階地下1階建 建築面積 7,174.20 m ² 、延床面積 17,091.20 m ²
総事業費	22,156 百万円 うち、用地取得費 9,132 百万円、工事費 11,069 百万円、備品整備費 1,510 百万円
職員配置状況	職員 19 名（兼務 1 名含む）、会計年度任用職員 15 名 計 34 名 （職員内訳） 所長 1 名 副所長 1 名 管理広報課 課長 1 名 課員 8 名（兼務 1 名含む） 事業振興課 課長 1 名 課員 7 名 （会計年度任用職員内訳） 総合受付 5 名、図書 2 名、生涯学習情報システム管理 2 名、ボランティアセンター 3 名、障害者の学び支援 2 名、事務補助 1 名 （4/19～）
予算規模	令和 7 年度当初予算額（生涯学習課予算） 歳入 54,332 千円 歳出（人件費を除く）285,180 千円
主な事業内容	教育機関設置条例に基づき、次の事業を行っている。 1. 生涯学習に係る活動及び芸術その他の文化に係る活動のための施設の提供に関すること 2. 生涯学習活動等に関する情報の提供に関すること 3. 生涯学習活動等に関する講座、研修会等の開催に関すること 4. 生涯学習に係る相談に関すること 5. 生涯学習の振興に資するための調査及び研究に関すること 6. 上記のほか、県民プラザの目的を達成するために必要な事業
運営形態	直営

出典：県民プラザ作成資料「公の施設等に係る現況調査票」等の提供資料より抜粋

【フロアマップ】

Floor Map 館内マップ

1F



2F



3F



4F



3F配座

<研修室関係>

- ① 大研修室
- ② 中研修室1
- ③ 中研修室2
- ④ 小研修室1
- ⑤ 小研修室2
- ⑥ 多目的研修室1
- ⑦ 多目的研修室2
- ⑧ 多目的研修室3
- <実習室関係>
- ⑨ 会議室1
- ⑩ 会議室2
- ⑪ 和室研修室
- ⑫ 絵画室
- ⑬ 手工芸室
- ⑭ 生活実習室
- ⑮ パソコン実習室

ご利用時間

施設	時間
情報提供エリア さわやかテラス 生涯学習コーナー 児童書コーナー 第2学習コーナー	9:00～20:00
上記以外	9:00～21:00

<宿泊施設>

チェックイン	15:00～19:00
チェックアウト	9:00～10:00

- * 宿泊研修以外にも一般の宿泊での利用も可能となっております。
- * 定員による宿泊も制限しておりますので、詳細は下記をご覧ください。
- * 直前外泊の門限は、23:00となっております。

<定員>

- 洋室
2人用 401～402, 425
4人用 423～424
- 和室
8人用 421, 426
※401号室は、車椅子対応施設です。

出典：県民プラザウェブサイト

② 施設の利用者数及び利用率について

年度別の利用者数の推移は、次の表のとおりである。平成8年の開所から令和7年3月末までの延べ利用者は10,271,134人、最大利用者数は平成13年度の446,035人であり、令和6年5月3日に利用者1,000万人を達成している。

【利用者数の推移】

(単位：人)

年度	開所日数	主催事業		貸館		その他 (コーナー利用者・見学者等)	計	宿泊利用者数 (内数)
		件数	利用者数	件数	利用者数			
R2年	202	238	6,246	1,475	28,723	70,220	105,189	54
R3年	305	214	7,054	3,386	60,125	128,075	195,254	237
R4年	305	549	12,974	4,631	89,173	153,261	255,408	1,033
R5年	306	469	23,489	5,848	113,369	146,617	282,475	1,427
R6年	305	412	23,900	5,969	117,751	149,961	291,612	1,944

出典：県民プラザ提供資料より抜粋

なお、自動火災報知設備故障のため、令和元年10月31日から令和2年7月31日まで全施設の利用を休止している。

【稼働率・利用率の推移】

(単位：%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
稼働率・利用率	28.6	40.6	45.4	50.0	49.6

※ 用途、計上方法等：館内の該当の全施設(29)の稼働率の平均値

出典：県民プラザ提供資料より抜粋

③ 整備計画関係について

区分	内容
県有建物長寿命化計画への位置付け	なし。ただし、具体的な年度を示した長寿命化計画での整備計画には挙げられていないが、「県有建物長寿命化計画対象リスト」には含まれている。
大規模改修・建替え等の予定	なし。ただし、令和8年度以降、3階の稼働率の低い部屋と4階の宿泊施設の部屋については転用に向けた改修工事を予定している。また、千葉県は、柏児童相談所の施設の老朽化を受けて建替えを進めている。建設は、県民プラザの隣接地（千葉県有地・柏市柏の葉）で、令和7年度に着工し、令和9年に竣工・移転開始予定となっている。以下の、【④柏児童相談所建設地について】参照。
建物の老朽化の状況	雨漏り、空調設備、衛生設備、電気設備、消防設備等の不具合が散発している。
近年の改修内容	直流電源装置蓄電池更新、ホールワイヤー修繕、空調機修繕等を実施。

出典：県民プラザ提供資料より抜粋

④ 柏児童相談所建設地について

県民プラザに隣接する以下の敷地に、令和9年度開所予定の「柏児童相談所」の建設工事が令和7年7月に開始された。当該敷地は県民プラザの屋外施設「スポーツ広場」及び「美術の森」として使用されていたが、令和6年3月31日に柏児童相談所に引き継がれ、令和6年4月から利用停止となっている。



出典：県民プラザウェブサイトより抜粋

⑤ さわやかちば県民プラザの今後の在り方について

県民プラザは、複合施設として建設されたが、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分に活用しきれていない状況にあることから、生涯学習センターとして必要な施設規模を精査の上、余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含め

た有効活用策について幅広く検討を行っている。

施設所管課は、上記の方針に従い令和 5 年 8 月に利活用希望全庁調査を実施し、複数の所属から活用希望の回答を受け、転用に向けた協議を進めている。これに伴い、令和 8 年度以降稼働率の低い 3 階の部屋と宿泊施設の 4 階の部屋の改修工事を予定している。

なお、現在は県の直営での運営となっているが、今後は千葉県生涯学習推進方針を踏まえ、管理運営方法を検討していく方針である。

(2) 手 続

業務委託契約書等の関連書類一式を入手の上、閲覧・突合・分析・質問等の必要と考えられる監査手続を実施するとともに、県民プラザへの現場往査等を実施し、当該事務手続が合規的かつ効果的・効率的に実施されているかを検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 改修工事による施設の有効活用について（意 見）

【現状・問題点】

県民プラザは、千葉県柏市にある県教育委員会が運営する県立の施設である。平成 8 年 11 月 15 日の設立時は、生涯学習の推進を図るための「生涯学習センター」、参加型芸術文化活動を促進するための「芸術文化センター」、男女共同参画社会の構築を目指す「女性センター」、人と環境の関わりについて理解を深める「環境学習センター」の 4 つの機能を持つ複合施設として設置された。しかし、平成 15 年 3 月に千葉県環境財団学習コーナーの廃止に伴い「環境学習センター」が閉所され、平成 18 年 3 月に千葉県さわやかちば県民プラザ設置管理条例の廃止に伴い「女性センター」が閉所され、現在は、「生涯学習センター」と「芸術文化センター」の 2 つの機能のみを持つ教育施設となった。このように 4 つの機能が 2 つに縮小されたことにより、施設を十分活用できず、余剰部分が生じることとなった。

また、県の公の施設については、千葉県行政改革計画において、平成 24 年 3 月に策定した「公の施設の見直し方針」に基づく適正化を図ることとしている。さらに、県行政改革審議会の答申及びちばづくり県民コメント制度（パブリックコメント）に

よる意見募集を経て、見直し対象である99施設について新たな見直し方針を策定し、平成28年7月21日の千葉県行政改革推進本部において「公の施設の見直し方針について」を決定した。県民プラザは、複合施設として建設されたが、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状態にある。そのため、生涯学習センターとして必要な施設規模を精査の上、余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含めた有効活用策について幅広く検討を行い、移譲等の可能性、利用方策の抜本的な見直し、今後の在り方等を検討するとされている。

施設所管課が作成した令和7年5月付の県民プラザの公の施設等に係る現況調査票（以下、本項において「調査票」という。）には、以下の事項が記載されている。

【施設の在り方に関する状況】

令和5年8月に利活用希望全調査を実施したところ、複数の所属から活用希望があり、転用に向けて協議を進めてきた。現在は一部転用を行っており、それ以外についても転用に向けて協議を行っている。

出典：調査票に基づき監査人作成

【今後の方向性について】

複合施設として建設されたが、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状況にあることから、生涯学習センターとして必要な施設規模を精査の上、余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含めた有効活用策について幅広く検討を行う。

出典：調査票に基づき監査人作成

調査票では、現状、県民プラザの施設に余裕・余剰部分があるため、転用や民間活用等を含めた有効活用の方策の対応が必要であるとされている。

平成18年4月以降は、「生涯学習センター」と「芸術文化センター」の2つの機能のみをもつ教育施設となっているが、県民プラザへの現場往査において、具体的な検討状況について確認したところ、以下のような回答を得た。

ア. 研修室と実習室（3階）について

県民プラザでは、学習活動の場として、ホール、ギャラリー、各種の実習室、研修室を利用することができ、以下の【フロアマップ（3階と4階）】に示したように3階は、研修室関係と実習室関係を配置している。また、【3階の改修工事予定の部屋の稼働率表】のとおり、稼働率の低い部屋については、改修工事を行い転用等の方向で検討し、県民プラザの規模を縮小する方針としている。具体的な改修予定箇

所は、次頁の【フロアマップ（3階と4階）】において、3階部分の太線で囲んだ研修室関係の⑥～⑩及び実習室関係の⑫～⑮である。

イ. 宿泊施設（4階）について

県民プラザでは、遠方からの研修参加者の利便性向上を目的として、研修や会議、近隣施設の利用等に伴い、宿泊施設を利用することができる。設立当初は近隣に宿泊施設がなかったことから、宿泊施設として一定の利用実績もあった。しかし、現在は近隣に宿泊施設もあり、柏駅、江戸川台駅、柏の葉キャンパス駅等の最寄り駅からのアクセスも整備されていることからその必要性が低下している。このため、令和6年度まで4階の部屋はすべて宿泊室としていたが、令和7年度からは、4階の部屋の半分をエデュオプちばの授業配信センターとして使用している。当該室から、県内の小・中学校に在籍し、不登校の状態にある児童・生徒等を対象としたオンラインによる双方向型授業を行っている。なお、残りの半分の部屋についても、3階と同様に改修工事を行い転用などの方向で検討しており、令和7年6月17日起案・決裁・施行の起案文書「さわやかちば県民プラザ庁舎棟内装改修工事実施設計の執行について」の別添設計図書によれば、具体的な改修予定箇所は、次頁の【フロアマップ（3階と4階）】において、4階部分の太線で囲んだ宿泊施設部分である。

【フロアマップ (3階と4階)】

□ : 改修工事予定箇所



: 施設改修工事対象外の稼働率の低い部屋 (イ参照)

3F



3F配置

<研修室関係>

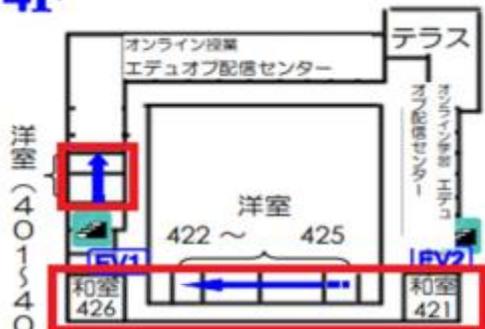
- ① 大研修室
- ② 中研修室1
- ③ 中研修室2
- ④ 小研修室1
- ⑤ 小研修室2

- ⑥ 多目的研修室1
- ⑦ 多目的研修室2
- ⑧ 多目的研修室3
- ⑨ 会議室1
- ⑩ 会議室2

<実習室関係>

- ⑫ 絵画室
- ⑬ 手工芸室
- ⑭ 生活実験室
- ⑮ パソコン実習室

4F



<定員>

- 洋室
 - 2人用 401~402, 422, 425
 - 4人用 423~424
- 和室
 - 8人用 421, 426

※401号室は、身障者対応宿泊室です。

【3階の改修工事予定の部屋の稼働率表】

令和6年度 改修工事予定の3階の部屋の時間帯別稼働率

		各部屋の時間帯ごとの年間合計利用件数 ÷ 305日(全部屋・全時間帯共通の年間開所日数)		フロアマップ参照	
部屋	時間帯	各部屋の時間帯ごとの年間合計利用件数	稼働率%	フロアマップの所在地	階数
パソコン	午前	107	35.08	⑮	3
	午後	161	52.79		
	夜間	11	3.61		
多目研1	午前	111	36.39	⑥	3
	午後	59	19.34		
	夜間	27	8.85		
多目研2	午前	59	19.34	⑦	3
	午後	94	30.82		
	夜間	24	7.87		
多目研3	午前	59	19.34	⑧	3
	午後	148	48.52		
	夜間	72	23.61		
手工芸	午前	68	22.30	⑬	3
	午後	69	22.62		
	夜間	8	2.62		
絵画	午前	56	18.36	⑫	3
	午後	78	25.57		
	夜間	4	1.31		
生活実験	午前	19	6.23	⑭	3
	午後	31	10.16		
	夜間	14	4.59		
会議1	午前	46	15.08	⑨	3
	午後	54	17.70		
	夜間	25	8.20		
会議2	午前	105	34.43	⑩	3
	午後	120	39.34		
	夜間	49	16.07		
合計	午前	3059	37.12	県民プラザ 全体の稼働率平均	
	午後	3274	39.73		
	夜間	1479	17.96		

出典：県民プラザ提出資料に基づき監査人作成

県民プラザの余剰部分の有効活用については、施設所管課が令和5年8月に千葉県 の全庁へ利活用希望の調査を実施し、活用希望のあった複数の庁内他部局での活 用に向けて協議を進めており、令和7年度中の設計、令和8年度以降の工事開始、 工事完了後の転用開始を予定している。

以上のとおり、県民プラザの余剰部分の転用に向け、活用希望の複数の庁内他部局 との協議は進めているが、「公の施設の見直し方針について」の決定から9年以上経 過しており、余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含めた有効活用策についての検討 やその実行に時間を要していることについて、改善の余地があると認められる。

なお、施設の転用に当たっては、近隣市町村における類似施設の設置状況や施設の 利用状況、DXの進展や利用者ニーズの多様化などの社会環境の変化、費用対効果を 踏まえた上で、当該施設を活動拠点としている利用者や団体の活動への影響やその 対応策を検討した上で決定することが望まれる。

【結 果（意見）：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

さわやかちば県民プラザは、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状態にある。余裕・余剰部分の転用や民間活用等を含めた有効活用策について引き続き検討を行うことを要望する。

② 改修工事対象外の稼働率の低い部屋の有効活用について（意 見）

【現状・問題点】

県民プラザの施設の余裕・余剰問題の解決には、上記ア. の改修工事後に転用する方法のほか、改修工事対象外の既存の部屋が十分に活用されているかについても検討する必要がある。

2階は、教育財産管理規則に基づき供用しているほか、自習室などの生涯学習コーナーとして利用されている。一方で、3階の研修室や実習室と同様に、利用者からの施設利用の申込みを受ける貸館、もしくは自主事業として講座を開く方法で活用している部屋がある。次の「令和6年度 改修工事対象外の2階と3階の時間帯別稼働率表」では、改修を予定していない2階及び3階の部屋の稼働率を示している。この表から、令和6年度の部屋別の稼働率の中で、2階の料理室(以下の【料理室の間取り】参照)と3階の和室研修室(以下の【和室研修室の間取り】参照)の稼働が非常に低いことが確認できる。

なお、1階も、エントランスや事務室、警備室などとして利用しているほか、ホールや多目的室、楽屋の貸館があるが、概ね県民プラザの全体の平均稼働率や改修工事予定の部屋の稼働率と比較しても高く、料理室や和室研修室のような低い稼働率の部屋はないことから、検討を割愛する。

料理室の午前の年間利用件数は27件（稼働率8.85%）であり、午前の年間利用件数を12で除した午前の月平均利用件数は2.25件である。午後の年間利用件数は38件（稼働率12.46%）であり、午後の月平均利用件数は3.17件である。夜間の年間利用件数は11件（稼働率3.61%）であり、夜間の月平均利用件数は0.92件である。同様に、和室研修室の午前の年間利用件数は81件（稼働率26.56%）であり、午前の月平均利用件数は6.75件である。午後の年間利用件数は43件（稼働率14.10%）であり、午後の月平均利用件数は3.58件である。夜間の年間利用件数は9件（稼働率2.95%）であり、夜間の月平均利用件数は0.75件である。

以上のように、料理室や和室研修室の低い稼働率は、施設の有効活用という点で問題があり、積極的に利用促進活動を推進する必要がある。もっとも、県民プラザでは、令和5年の千葉県生涯学習推進方針策定後は、「県民一人一人が地域社会での活躍や産業人材としての活躍を続けられるよう、官民連携により、県全体で生涯学習を推進する」という生涯学習推進方針に沿う事業をする方向で施設所管課と協議の上、講座

内容を決定しているとの説明を受けた。このため、講座の選定に当たっては、施設の稼働率のみを指標として重視するのではなく、事業の公益性等も考慮している。このように、県民プラザにおいては、生涯学習の場を提供するという公共施設としての役割を重視しつつも、施設の稼働率は、県民ニーズを把握するための指標の一つとして認識しており、生涯学習を行う場所の提供と施設利用状況の双方を踏まえた運営を行っている。

【令和6年度 改修工事対象外の2階と3階の時間帯別稼働率表】

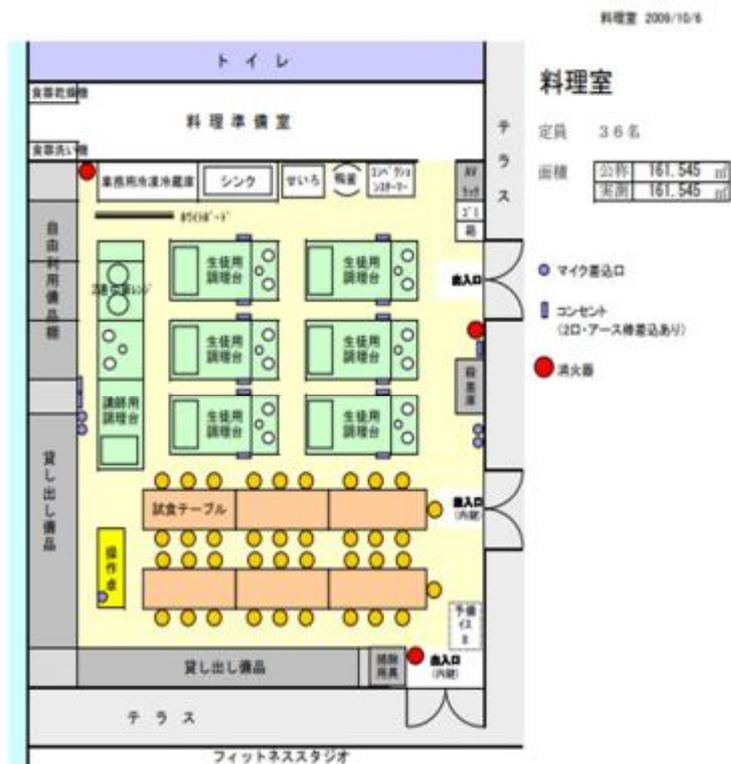
➡ : 稼働率の低い部屋

令和6年度 改修工事対象外の2階と3階の部屋の時間帯別稼働率

		305	各部屋の時間帯ごとの年間合計利用件数 ÷ 305日(全部屋・全時間帯共通の年間開所日数)		フロアマップ参照	
部屋	時間帯	各部屋の時間帯ごとの年間合計利用件数	稼働率%		フロアマップの所在地	階数
料理	午前	27	8.85		-	2
	午後	38	12.46			
	夜間	11	3.61			
陶芸	午前	132	43.28		-	2
	午後	132	43.28			
	夜間	3	0.98			
音スタ1	午前	260	85.25		-	2
	午後	284	93.11			
	夜間	190	62.30			
音スタ2	午前	163	53.44		-	2
	午後	209	68.52			
	夜間	153	50.16			
音スタ3	午前	177	58.03		-	2
	午後	207	67.87			
	夜間	165	54.10			
大研	午前	188	61.64		①	3
	午後	209	68.52			
	夜間	83	27.21			
中研1	午前	148	48.52		②	3
	午後	161	52.79			
	夜間	49	16.07			
中研2	午前	150	49.18		③	3
	午後	154	50.49			
	夜間	35	11.48			
小研1	午前	136	44.59		④	3
	午後	153	50.16			
	夜間	73	23.93			
小研2	午前	101	33.11		⑤	3
	午後	101	33.11			
	夜間	33	10.82			
和室研修室	午前	81	26.56		⑩	3
	午後	43	14.10			
	夜間	9	2.95			
フィットネス	午前	248	81.31		-	2
	午後	135	44.26			
	夜間	127	41.64			
合計	午前	3059	37.12		県民プラザ 全体の稼働率平均	
	午後	3274	39.73			
	夜間	1479	17.96			

上記参照

【料理室の間取り】



出典：県民プラザウェブサイトより抜粋

【和室研修室の間取り】



出典：県民プラザウェブサイトより抜粋

料理室と和室研修室の稼働率を上げるための今後の対策について、県民プラザからは「料理室については、施設ホームページを中心とする広報活動や各学校へも積極的に利用方法のご案内を実施し、使用率の上昇を図っていくが、使用率は現在と同程度か微増を見込んでいる。また、和室研修室についても、改修工事により利用を停止する手工芸室や絵画室などの実習室の利用者が代替として利用することや、施設ホームページを中心に広報を行い、使用率の上昇を図っていくが、使用率は現在と同程度か微増を見込んでいる。料理室と和室研修室の長期的な目標の使用率も、現在と同程度か微増である。」との回答を得た。このように、県民プラザは、稼働率の低い料理室や和室研修室を現状以上の有効活用となるように検討してはいるが、有効な具体策を講じるには至っていない。

開設から 29 年経過した現在においても、県内の利用者の状況は、近隣市町が多数を占めている。また、コロナ禍を経て DX の活用が飛躍的に進み、オンラインミーティングなど県民の活動態様も多様化しており、拠点施設を中心とした支援策からソフト事業を重視した支援への転換が求められている。料理室と和室研修室については、今後も稼働率は現在と同程度か微増を見込んでおり、施設の有効活用という問題点の解決ができていない。施設の余裕・余剰部分が問題であるため解決が必要であると認識し、ア. で検討したように稼働率の低い部屋については改修工事を実施し、転用に向けた対策を進めている。料理室や和室研修室は、改修工事対象外の他の部屋だけではなく、ア. の改修後に転用予定の部屋と比較しても非常に低い稼働率となっており、県民プラザの施設の全体的な有効活用の方針との整合性が取れていない。

生涯学習を行う場所の提供と施設利用状況の双方を踏まえた運営を行っていることを考慮してもなお、料理室や和室研修室の稼働率は低いことから、利用方策の抜本的な見直しをする等、改善の余地があると認められる。なお、施設の転用に当たっては、近隣市町村における類似施設の設置状況や施設の利用状況、DX の進展や利用者ニーズの多様化などの社会環境の変化、費用対効果を踏まえた上で、当該施設を活動拠点としている利用者や団体の活動への影響やその対応策を検討した上で決定することが望まれる。

【結 果（意見）：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

さわやかちば県民プラザは、現在はほぼ生涯学習センター機能のみとなっており、施設を十分活用しきれていない状態にある。料理室と和室研修室のような稼働率の低い部屋については、利用方策の抜本的な見直しの可能性も含めたより踏み込んだ有効利用のアイデアを出し、施設の有効活用を促進するための対策を検討し、実行することを要望する。

③ 使用停止中の遊休エリアについて（意見）

【現状・問題点】

県民プラザへの現場往査において、1階のレストランの厨房スペースの跡地(235.56㎡)と1階のハイビジョンシアターエリア(67.3㎡)については、現在、使用停止の状態が継続しており、施設の利用者の立ち入りを禁止している区画があることを確認した。

ア. レストランの厨房スペース跡地について

所内のレストランは、開設当初からレストラン業者が延べ3社程度、使用許可にて営業していたが、営業不振等の理由により撤退した。開設当初は利用者・宿泊者の食事場所に苦慮することから設置されたが、近隣地域に飲食店が多数増えたことや宿泊室の利用停止などで、需要が見込めず、新規のレストラン業者からの使用許可の申込みはない状況にある。また、当該スペースの今後の活用予定としては、「近隣地域に飲食店が増えた点、県民プラザの宿泊室の利用停止などにより、レストランの需要が見込めないことを踏まえて、施設所管課と施設の在り方とともに検討を行っていく予定であるが、今後の利活用事業により、提供する可能性もある。」との回答であった。なお、レストランスペースの1階の客席部分は、さわやかテラスの名称で、飲食自由のフリースペースとして利用者に提供して活用している。

【レストランの厨房スペース跡地の現況】

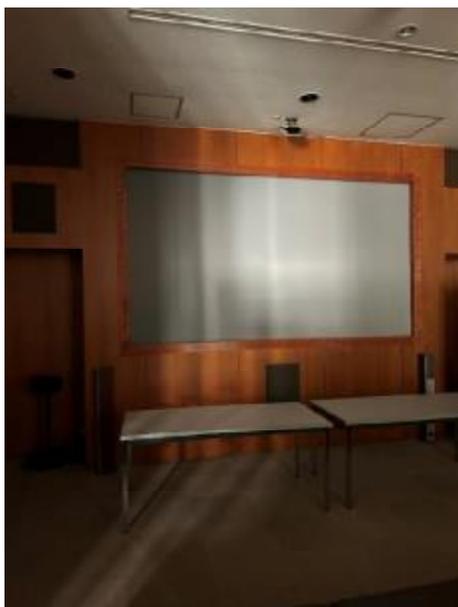


出典：監査人撮影

イ. ハイビジョンシアターエリアについて

ハイビジョンシアターエリアは、県内市町村の観光情報や市町村広報のパンフレット等の閲覧やインターネット検索ができる 1 階の情報提供エリアの一部にパーティションで区切られている狭いスペースで、設備が耐用年数を大幅に超え、運用を停止している。関係備品は、開設当初から登録されているが、一部画面が映らない故障が発生し、修理費用が高額なこと、また、陳腐化しているため修理を実施していない。エリアの改修費用及び廃棄に係る撤去費用がかかるため、廃棄に至っておらず、遊休の状態にある。また、当該エリアの今後の活用予定としては、「来年度実施予定の利活用に伴う用途変更工事と併せ、保管されている備品の不要決定の判断及び廃棄について、廃棄するための予算と併せて、施設所管課と引き続き協議し実施していく。」との回答であった。

【利用停止中のハイビジョンシアターエリアの現況】



出典：監査人撮影

以上のとおり、レストラン業者が令和元年に撤退して以降、厨房スペース跡地は遊休状態が継続している。また、ハイビジョンシアターエリアも、設備や備品の陳腐化に伴い数年前より使用を停止し、遊休状態が継続している。これらについて、県民プラザ及び施設所管課は、現在、有効な活用方針の決定には至っておらず、遊休状態が継続するリスクがある。当該エリアの長期的な未利用は、施設運営の効率性及び経済性の観点から課題があり、資産の有効活用の観点から、改善の余地があると認められる。

【結 果（意見）：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

公の施設については適切かつ効率的に活用することが求められており、使用停止中の遊休エリアについては、施設運営の効率性及び経済性の観点から課題がある。レストランの厨房スペースの跡地とハイビジョンシアターエリアについて、今後の利用方法について利活用事業での活用も含め、有効活用に向けた方針を決定し、速やかに遊休エリアの解消に努めることを要望する。

④ 内アゴラの雨漏りについて（意 見）

【現状・問題点】

千葉県公有財産管理規則第 14 条では、公有財産は、常にその現況を調査し、「建物にあつては、電気、ガス、給排水、避雷等の施設」、「使用を許可し、又は貸し付けた公有財産にあつては、その使用状況」等に注意して適正な管理に努めなければならないと規定されている。

県民プラザは、平成 8 年 11 月 15 日の開設から 29 年以上が経過し、雨漏り、空調設備、衛生設備、電気設備、消防設備等の不具合が散発している。

県民プラザへの現場往査において、1 階の内アゴラの天井部分からの雨漏りが複数回発生しており、応急的な対応は実施されているものの、恒久的な修繕は実施されないうまま現在に至っていることが確認された。また、県民プラザからは「内アゴラの天井から雨漏りが従来から発生しているが、雨漏りの発生場所が風向きや雨量により変化するため、原因が特定できず、予算要求はしていない。一方で、雨漏りが発生した場合には、該当箇所には修繕を実施する対応は行っているが、大雨があった際に、別の場所からも雨漏りが発生してしまう。」との説明を受けた。なお、アゴラとは、古代ギリシャ語で市民が集い話し合った広場のことであり、県民プラザでは、正面入り口を入れてすぐの広いスペースを指している（【県民プラザ 1 階 見取り図】参照）。

【県民プラザ 1階 見取り図】



出典：県民プラザウェブサイトに基づき監査人作成

内アゴラの雨漏りについては、県民プラザから「雨漏りの根本的な原因を突き止める特定作業は行わず、事後的修理を継続する方針である。ただし、今後、日常的に発生するような雨漏りが発生した際には、原因を調査していき、場合によっては業者を手配する。」と方針の説明を受けた。しかし、このような対症療法的な対応では、雨漏りの原因の特定には至らず、雨漏りは改善しないリスクがある。県民プラザは、不特定多数が利用する公の施設であることから、「住民の福祉を増進」（地方自治法第244条第1項）するため、安全性と快適性に配慮した施設の維持管理が求められる。特に雨漏りの箇所が、内アゴラというエントランスの正面入り口を入れてすぐの広いスペースであることから、雨漏りが継続する状況は、すべての施設利用者にストレスを与え、施設利用の安全性と快適性を脅かすと考えられる。

国のインフラ長寿化基本計画では、当該計画に基づいて完了施設の老朽化対策を総合的に実施し、既存施設を徹底利活用し、これにより官庁施設をより長く安全に使用するとともに予算の平準化やトータルコストの縮減を図ることとされている。県では、当該計画を受けて、平成28年2月に「千葉県公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定している。また、総合管理計画では、定期的な点検により中長期的な施設維持管理計画を策定し、トータルコストの縮減と平準化を考慮して策定した個別施設計画等に基づき、必要な対策を適切な時期に実施することが求められている。なお、県民プラザは、令和5年5月に策定した千葉県生涯学習推進方針を踏まえ、県民プラザの在り方について管理運営方法を含め検討する必要があること等から、個別施設計画である維持管理計画書は作成されていないが、県民プラザの雨漏りの不具合が発生した場合に修理するという事後保全から、計画保全による設備整備手法への方向転換が必要である。

【千葉県公共施設等総合管理計画の概要】

1. 計画の概要について

(1) 計画の目的

県有施設の老朽化や利用需要の変化に対応するため、県有施設の総合的かつ計画的な管理に向けた中長期的な方向性を示すことを目的とします。

(2) 県有施設の管理に関する基本的な考え方と取組方針

《庁舎・学校等の施設》

- 施設管理の適正化
(予防保全型維持管理の推進、防災基盤の整備)
- 施設総量の適正化
(施設総量の適正化、施設の機能性・効率性の向上)

《社会基盤施設・地方公営企業施設》

- 計画的な維持管理の推進
(定期的な点検・診断、効率的かつ効果的な修繕・更新、維持管理体制の構築)

出典：総合管理計画

現在の「日常的に雨漏りが発生してから原因を調査する方針」では、平成8年11月15日の開設から29年以上経過し老朽化が進んでいることを考慮すれば、調査を先延ばしにしている間に徐々に天井の破損が進み、利用者に危険を及ぼす可能性がある。また、事前に原因を調査し、その結果に基づき計画的に予算要求する中長期的な維持管理費用や改修工事よりも、天井の破損が進んだ後の改修費用の方が大きくなるだけでなく、適時に予算が確保できない可能性もある。

利用者が安全かつ快適に施設を利用できること、及び修繕維持費用の縮減を図ることの観点から、雨漏りの対応は、事後保全から定期点検により原因を特定し予算要求する計画的な維持管理・改修へと移行することが望まれる。したがって、改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：さわやからば県民プラザ・生涯学習課】

内アゴラの天井からの雨漏りについて、速やかに原因調査を実施し、その結果に基づきリスクの低減と施設維持費用の縮減を可能とする計画策定、予算要求及び施設管理を実行する予防保全の方針を策定する等、必要な対策を講じることを要望する。

⑤ 施設の維持管理方法について（意見：2件）

【現状・問題点】

県民プラザの施設の維持管理方法には、ア. 工事請負費で対応する方法とイ. 修繕費で対応する方法がある。

ア. 県有建物の整備に係る工事請負費で対応する方法

工事請負費による維持管理方法の基本的な流れは、次のとおりである。

- ・県民プラザが、建物や設備など公有財産の改修が必要と判断したものの中から、優先度を判定し、請負工事の予算要求に向け、県有建物の整備事業に係る事前の施設整備箇所調査票を作成し、施設所管課に提出する。
- ・施設所管課は、当該調査票を精査して、関係各課と協議し、工事可能と判断されれば、財務当局に予算要求をする。
- ・施設所管課が予算要求をしなかった場合でも、県民プラザが必要と判断したものは、再度、翌年の施設整備箇所調査票に挙げて施設所管課に提出する。
- ・予算要求の手続は、概ね前々年度末から行われる。

建物など工事請負費で対応する方法については、「④ 内アゴラの雨漏りについて」で検討したように、総合管理計画に沿った施設の予防保全型維持管理方法を採用していないため、予算要求に内アゴラの雨漏りについての定期検査やその結果に従った計画的な施設維持費用や改修工事費が計画・実行されていないことが確認された。

イ. 修繕費で対応する方法

修繕費は、公有財産の改修工事のような大きな工事ではなく、修繕することで対応可能な施設の不具合に対して実施している。修繕費の基本的な流れは、次のとおりである。

- ・年3回の安全点検結果報告書に基づき、県民プラザが網羅的に修繕要望一覧を作成し、それを基にして施設整備箇所調査票を施設所管課に提出し、修繕費の予算協議を行う。
- ・修繕費は当初予算で計上している他、適宜流用や補正予算などを行っており、それにより適時の修繕を実行している。
- ・定期点検後に緊急の修繕が発生した場合には、適宜協議し、施設所管課と協議の上、必要な予算措置を講じて対応している。

この県民プラザの方針に対して、修繕費で対応する方法については、安全点検結

果報告書で確認された不具合箇所について、すべて修繕要望一覧に反映させていないことが確認された。例えば、「令和7年度安全点検結果報告書(1回目7月14日(月)他実施)」で挙げられた不具合箇所について、県民プラザが作成する修繕要望一覧に記載されていない不具合箇所が複数確認された。なお、反映されていない令和7年度安全点検結果報告書の項目の例示は、次の表に示すとおりである。

【修正要望一覧に記載されていない不具合箇所の例示】

No	施設名	内容	対応
2	外回り	スポ広脇の道陥没有り	
5	陶芸室・陶芸準備室	公園側ロッカー固定なし	

出典：「令和7年度安全点検結果報告書(1回目7月14日(月)他実施)」より監査人作成

このような状況が生じていることに対して、県民プラザから、No.2については「現在、旧スポーツ広場で柏児童相談所の建設工事を行っている関係で修繕ができないため、修繕要望一覧に記載していない。」という回答であった。また、No.5については「業者ではなく設備保守担当の職員に保守契約の中で依頼できるか検討中である。」という回答であった。このように、点検結果が修繕要望一覧に反映されない場合、実務上は個々の担当者に一任されており、手続書や書面での管理を実施しているわけではない。

県民プラザの施設維持管理方法は、内アゴラの雨漏りのケースのように、事後的保全による対応が確認された。その結果、予防保全型維持管理方法を全面的に採用するよりも、施設維持管理費用が過大に計上され、必要な予算が適時に認められない可能性がある。施設維持管理方法に対し、従前の事後的保全方法から、総合管理計画に沿った予防保全型維持管理方法に方向転換できておらず、改善の余地があると認められる。

また、修繕維持方法については、安全点検結果報告書が修繕要望一覧に反映されないケースについては、担当者の任意の対応に依拠していることにより、安全点検結果が網羅的に修繕されないリスクがある。維持管理に係る点検結果、修繕判断の経緯及び対応方針について、記録を作成・保存し、管理体制の強化を図るなど、改善の余地があると認められる。

【結 果（意見）①：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

さわやかちば県民プラザの施設維持管理方法は、千葉県公共施設等総合管理計画に準じた予防保全型維持管理方法に方向転換することを要望する。

【結 果（意見）②：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

さわやかちば県民プラザの修繕維持方法については、維持管理に係る点検結果、修繕判断の経緯及び対応方針について、記録を作成・保存し、管理体制の強化を図ることを要望する。

⑥ 長期間使用していない設備について（意 見）

【現状・問題点】

県民プラザの内アゴラには、来館者向け情報提供等を目的として12面のブラウン管モニター（以下、本項において「12面マルチビジョン」という。）が設置されている。しかし、複数のブラウン管が故障し映像が正常に表示されない状態となっているにもかかわらず、恒久的な修繕や更新は行われておらず、現在まで故障したまま放置され、長期間使用していない状況が確認された。

【12面マルチビジョンの現況】



出典：監査人撮影

このような状況が生じている理由について、県民プラザからは「本設備は、12面のブラウン管を接続し、受付後方の操作台から映像を投射できる。しかし、劣化により画面の映りが歪んでおり、年数が経過し過ぎているためブラウン管等の交換ができず、また、通常の映像を流す必要性等の理由により、長期間使用していない。中央広場床面に設置された大型の設備であり、撤去には工事等の費用がかかるため、撤去後スペースの有効活用方法も決定していないため、撤去に至っていない。」との説明

を受けた。

なお、12面マルチビジョンは、公有財産台帳を令和3年3月31日に最初に作成した際に、県民プラザの建物と一体と見なし、「建物」の区分で登録されている。これについては、以下の、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に記載のとおり、例外的に認められている。

固定資産台帳開始時簿価の算定のための減価償却計算は、建物本体と附属設備の耐用年数が異なるような物件であっても、一体と見なして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うことができることとします。ただし、開始後に取得するものについては、原則に従い建物本体と附属設備を分けて固定資産台帳に記載することとします。なお、開始時に建物本体と附属設備を一体として固定資産台帳に記載したものであっても、更新など一定のタイミングで分けて記載し、精緻化を図ることが望まれます。

出典：総務省のウェブサイトの「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」より抜粋

長期間使用していない状況が継続している背景には、撤去費用にかかる予算要求や、撤去後スペースの有効利用について施設所管課と協議が行われていないことがあると考えられる。

12面マルチビジョンが故障した状態で長期間放置されていることは、施設の管理水準として適切とはいえず、施設の情報提供機能を果たしていない点において、有効性の観点で問題がある。さらに、12面マルチビジョンが故障した後、今後使用はできない状況であるにもかかわらず、長期間その状態が継続し、修繕・更新の検討が行われていないことは、資産管理に係る内部統制が不十分であり、公の施設に求められる適正な維持管理が確保されていないことを示すものである。本来、更新や撤去を含めた処理方針を速やかに検討すべきであるにもかかわらず、対応が遅延していることは、管理体制の不備として改善の余地があると認められる。

【結果（意見）：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

さわやかちば県民プラザは、施設所管課と協議の上、12面マルチビジョンについて、速やかに現状調査を実施し、修繕・更新・撤去等の対応方針を明確化することを要望する。併せて、利用目的の再検討を行い、施設の情報提供機能を適切に確保するための整備方針を検討することを要望する。

⑦ 備品出納簿での所在場所の変更について（指 摘）

【現状・問題点】

千葉県財務規則第 181 条では、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物を「備品」に分類する旨が定められている。また、同規則第 189 条では、職員は、善良な管理者の注意をもって物品を管理するとともに、物品を県の施設において良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならないとされている。さらに、帳簿に関しては、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、備品出納簿を備え、物品の出納を整理する義務が規定されており（同規則第 207 条）、備品出納簿を適切に作成することが求められている。

県民プラザへの現場往査において、監査人が備品出納簿と現物の双方からサンプルを抽出し、備品出納簿と備品の現物との照合を実施したところ、次の備品について、備品出納簿に記載された所在地と異なる場所に保管されていることが確認された。

【備品出納簿と異なる所在地に保管されていた備品】 （単位：千円）

備品 番号	品名	取得価格	取得日	規格	所在地 (誤)	所在地 (正)
153285	その他音楽関連機器類	233	H8/11/8	ハワードミキサーヤマハ EMX3500-16	倉庫 5	多目的室内調整室

出典：県民プラザ提出の備品出納簿より監査人作成

その後の調査で、当該備品は、備品登録の所在地である 1 階の倉庫 5 ではなく、同じ 1 階で、倉庫 5 の隣室の多目的室内調整室で保管していることが確認された。

このような物品管理システムの所在地の誤登録が生じた背景としては、備品を倉庫 5 から多目的室内調整室に移動する際に、備品の保管先の変更を失念し、また、登録内容の妥当性について複数人で確認する仕組みが設けられていなかったことが原因であると考えられる。

以上のとおり、備品出納簿に記録された所在地が誤っているなど、備品の管理が適正を欠いている状況が認められ、備品出納簿が備品の現況を正確に反映していない事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結 果（指摘）：さわやからば県民プラザ】

備品出納簿については、その記録内容に基づいて、県民に対して備品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、千葉県財務規則等に基づき、正確に

備品出納簿に記録する必要がある。今後は、備品出納簿における所在場所の記載を適切に行う事務を徹底されたい。

⑧ 備品の保存状況について（指 摘）

【現状・問題点】

千葉県財務規則第 181 条では、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物を「備品」に分類する旨が定められている。また、同規則第 189 条では、職員は、善良な管理者の注意をもって物品を管理するとともに、物品を県の施設において良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならないとされている。

県民プラザへの現場往査において、監査人が備品出納簿と現物の双方からサンプルを抽出し、備品出納簿と備品の現物との照合を実施したところ、次の備品については、県民プラザ 1 階の倉庫 1 にあることが確認された。なお、備品番号 3185 テレビは使用不可で、今後活用する見込みがないことが確認された。また、倉庫 1 の室内は、以下の 4 点の備品のほか、供用することができる備品と、活用する見込みのない備品が混在していた。

【今後の活用の可否を判断することが難しい備品】

(単位：千円)

備品番号	品名	取得価格	取得日	規格	所在場所
3185	テレビ	0	H22/1/25	PANASONIC TH-15VFA3	倉庫 1
149719	車いす	51	H8/11/1	車椅子 プラス PR=3900	倉庫 1
149720	車いす	51	H8/11/1	車椅子 プラス PR=3900	倉庫 1
152299	事務用椅子	24	H8/11/1	椅子 オカムラ CG35CR	倉庫 1

出典：県民プラザ提出の備品出納簿より監査人作成

このような状況が生じている原因としては、倉庫 1 の使用不可で今後活用する見込みのない備品の不用決定及び廃棄について、利活用事業にて発生する廃棄備品と併せて検討していることから、備品の処分が先送りされたことによるものと考えられる。なお、今後活用予定のない備品の不用決定の検出事項については、「⑨ 将来供用予定のない備品の不用決定について」で検討する。

以上のとおり、倉庫 1 の備品については、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管している状況とは認められず、外観からは、今後の活用の可否を判断することが難しい状況であることから、改善の余地があると認められる。

【結 果（指摘）：さわやかちば県民プラザ】

職員は、善良な管理者の注意をもって備品を管理するとともに、備品を県の施設において良好な状態で保管する必要がある。今後は、常に供用又は処分をすることができるよう整理の上、備品を保管する事務を徹底されたい。

⑨ 将来供用予定のない備品の不用決定について（指 摘）

【現状・問題点】

県の物品管理については、千葉県財務規則等に基づき、職員は善良な管理者の注意をもって物品を管理し、物品を県施設において良好な状態で常に供用又は処分できるよう保管しなければならないとされている（同規則第189条）。また、修理、保管換え、分類換え等により活用することができないと認められる物品がある場合には、物品不用決定調書により不用の決定を行うこととされている（同規則第204条）。さらに、不用の決定をした物品のうち、売り払うことが不利又は不相当と認められるもの、又は買受人がないものについては、廃棄することが認められている（同規則第206条第1項）。なお、物品のうち、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物については、備品として分類されている（同規則第181条）。

県民プラザへの現場往査において、使用停止中のレストランの厨房スペースの跡地とハイビジョンシアターエリア（「③使用停止中の遊休エリアについて」参照）では、現在使用されていない備品が多数保管されていることが確認された。そこで監査人は、所在地が当該2区画として登録されている備品について、今後活用できないと認められる備品の調査を県民プラザに依頼し、不用決定予定の有無を示した備品出納簿を入手した。併せて、さわやかテラスとして利用者の飲食用のフリースペースとして使用しているレストラン跡地と倉庫1の備品についても、同様の備品出納簿を入手した。その概要は、以下の表に示すとおりである。

【今後不用の決定を行う予定の備品の取得価格】

（単位：千円）

区分	所在地	すべての備品の取得価格合計	不用決定予定の備品の取得価格合計
(ア)	厨房スペースの跡地 (県民プラザ1階)	8,753	0
(イ)	ハイビジョンシアターエリア (県民プラザ1階)	34,411	34,411
(ウ)	倉庫1(県民プラザ1階)	11,635	6,813
(エ)	レストランスペース跡地(さわやかテラス)(県民プラザ1階)	14,920	626

出典：県民プラザ提出資料より監査人作成

これらの(ア)～(エ)の備品の今後の活用と不用決定の予定について、県民プラザから以下のような説明を受けた。また、ハイビジョンシアター関連備品、レストラン備品、厨房備品は、該当する場所の有効活用方法等を今後決定してから検討を行う予

定であるとの説明を受けた。なお、廃棄にかかるコストも数量が未定であるため不明であり、これら備品の廃棄に係るコストを含めた計画は作成されていない。

(ア) 厨房スペースの跡地に残置されている厨房設備については、令和元年にレストラン事業者が撤退するまで使用しており、今後の利活用事業により、食事を提供する可能性があることから、管理、保管している。なお、厨房エリアの完全撤去等が決定した場合は廃棄する予定である。

(イ) 情報提供エリアに設置しているハイビジョンシアターについては、耐用年数を大幅に超え陳腐化し、専用の設備と狭いエリアのため転用も難しく、現在は閉鎖している。今後活用する予定はない備品ではあるが、廃棄には廃棄費用などがかかるため、予算の確保が必要となることより不用決定の手続を保留している。

(ウ) 倉庫1の使用不可で今後活用する見込みのない備品の不用決定及び廃棄については、利活用事業にて発生する廃棄備品と併せて検討する方向で、施設所管課と相談している。

(エ) レストランスペース跡地は、さわやかテラスとして無料開放しており利用者に提供しているため、テーブル等は使用中である。

これらの備品の中には、既に活用が困難な状態にあるにもかかわらず、備品の不用決定が速やかに行われていないものがある。このような事務処理が適切に行われていない理由としては、備品の管理に関する財務規則を遵守する意識が十分とはいえないことや、活用することができないと認められる物品等の判定及び処理に係る事務手続が適時に実施されていないことによるものと考えられる。また、不用の決定が遅延することにより、備品出納簿が現況を正確に反映しないおそれがあるほか、保管スペースの非効率な利用、廃棄等に係る後続事務の遅延などの問題につながる可能性がある。

以上を踏まえると、今後、修理によっても活用できないと認められる備品について、速やかに不用決定手続を行っていない事務は適切ではなく、備品の管理の適正化を図る観点からも改善の余地があると認められる。

【結 果（指摘）：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

備品出納簿については、その記録内容に基づいて、県民に対して備品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、千葉県財務規則等に基づき、正確に備品出納簿に記録する必要がある。今後は、活用することができないと認められる備品については、速やかに備品の不用の決定を行う事務を徹底されたい。

⑩ 備品の調査・確認について（指 摘）

【現状・問題点】

千葉県財務規則第 181 条では、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物を「備品」に分類する旨が定められている。また、同規則第 203 条では、毎月 1 回、自己の保管に係る物品について、調査して、確認しなければならないことを定め、定期的な物品の調査・確認を規定している。また、同規則第 207 条では、備品出納簿を備え、それぞれ備品の出納を整理しなければならないとされており、備品出納簿を適切に作成することが求められている。

県民プラザで備品の調査の状況を確認したところ、備品の調査についての具体的な頻度などの内部ルールは定めていないが、施設の規模が大きく、備品件数も多いため年に 1 回、ワンフロアずつ調査していることが確認された。なお、実際の実査の時期や予定は以下の表に示すとおりである。

【備品の調査の実施時期】

県民プラザの各フロア	備品の調査の時期
1 階	令和 7 年 12 月に実施予定
2 階	令和 7 年 12 月に実施予定
3 階	令和 6 年 6 月～（令和 6 年度完了済み）
4 階	令和 6 年 6 月～（令和 7 年度完了済み）

出典：県民プラザ提出資料から監査人作成

この調査の他、直近では平成 30 年度に県民プラザ全体の備品シールの照合作業、令和 2 年度に全体の備品システムの確認を実施した記録がある。なお、3 階と 4 階の備品の実査を令和 6 年 6 月から開始した背景は、令和 8 年度以降に予定されている 3 階と 4 階の改修工事（「① 改修工事による施設の有効活用について」参照）に先立ち、改修エリアの備品を整理するためである。3 階と 4 階の備品の調査の結果を受け、現状の備品出納簿の状況は以下の表に示すとおりである。

【3 階と 4 階の備品の調査の結果】

(単位：件)

区分	適用	3 階	4 階	2 階、1 階	未登録備品
(ア)	調査前の備品件数 (合計 7,830)	1,902	553	5,375 ^{※1}	
(イ)	未登録備品 ^{※2}	357 ^{※3}	—	—	115 ^{※4}
(ウ)	保管場所の変更等の修正をした備品	278 ^{※5}	—	調査未実施	
(エ)	帳簿上の不明備品(イ)-(ウ)	79 ^{※6}	—	調査未実施	
(オ)	修繕等不可のため廃棄した備品	60 ^{※7}	34 件 ^{※8}	実査未実施	115
(カ)	実査後の備品件数(ア)-(オ)	1,842 ^{※9}	519	実査未実施	0

※1 1 階は 4,555 件、2 階は 820 件。

※2 現物はあるが未登録の備品・備品シールが未貼付の備品（保管場所にて未確認含む）。

※3 現物未確認。

※4 3 階の多目的研修室に備品シール等が貼られていない簿外備品あり

※5 登録保管場所以外で確認。

※6 (イ)の 357 件の備品の内、(ウ)の 278 件が登録保管場所以外で確認。残りの 79 件は調査未了。

※7 主に机・椅子等の研修室間の移動及び、倉庫 12 に置かれていた備品の廃棄。

※8 エデュオプちばへ供用の際に、ベッド（備品）の廃棄を実施。

※9 (エ)の備品出納簿計上済で、現物未確認の調査未了の 79 件を含む。

出典：県民プラザ提出資料より監査人作成

千葉県財務規則第 203 条では、定期的な備品の調査を規定しているが、県民プラザでは、定期的な調査が行われていない。確かに、県民プラザの 3 階と 4 階については、令和 6 年と 7 年で実施され、1 階と 2 階についても令和 7 年 12 月に実施予定ではあるが、その直前の実査は令和 2 年となっていることから、少なくとも 5 年間は調査が行われていない。

また、同規則第 207 条で、備品出納簿の整備を規定しているが、上記の表中の 3 階の(エ)に示したように、79 件の備品については、現物はあるが備品出納簿には該当する備品がない。この備品については、令和 7 年 12 月に予定している 1 階と 2 階の備品の調査後に、備品出納簿に適切に反映する予定である。また、「⑦ 備品出納簿での所在場所の変更について」で述べたとおり、備品出納簿に登録された以外の所在地に保管されている在庫の存在が複数確認されたことより、その他の備品についても備品出納簿の登録が適切ではない可能性も考えられる。

このように適切な備品出納簿が整備されていない原因としては、備品の調査の実施頻度に関するルールがないことにより、定期的な備品の調査が行われてこなかったことが考えられる。

以上のとおり、備品の管理が適正を欠いている状況が認められ、備品出納簿が備品の現況を正確に反映していない。したがってこのような事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

【結 果（指摘）：さわやかちば県民プラザ】

備品出納簿については、その記録内容に基づいて、県民に対して備品の現況を明らかにするという性格を有するものとなっており、千葉県財務規則等に基づき、正確に備品出納簿に記録する必要がある。備品については、毎月 1 回の調査・確認や少なくとも年に 1 回の現物実査を行い、備品の異動を備品出納簿に適切に記録する事務を徹底されたい。

⑩ 施設改修に伴う備品の整理について（意見）

【現状・問題点】

県民プラザでは、施設改修による余裕・余剰部分の有効活用を目的として、令和8年度以降、3階及び4階の施設改修工事が予定されており、当該工事に伴い一部施設が利用停止となる。なお、概要は以下のとおりである。

【施設改修工事の概要について】

改修工事実施開始時期
・令和8年度以降を予定
利用停止施設
・3階 多目的研修室 1. 2. 3、会議室 1. 2、絵画室、手工芸室、生活実験室、パソコン実習室
・4階 宿泊室
予約の停止
・令和7年8月のインターネット抽選予約分（令和7年9月の電話・来所予約分）から予約停止

出典：県民プラザのウェブサイトから監査人作成

施設改修工事に伴い、以下の(ウ)の備品についても、良好な状態で利用者に供用することができるものと、活用することが見込まれないものに分類し、適切な対応が必要となる。

【施設改修工事に伴う整理が必要な備品】

区分	適用	3階	4階
(ア)	実査後の備品件数※	1,842件	519件
(イ)	(ア)の内、施設改修工事に伴う設備以外の備品	800件	324件
(ウ)	(ア)の内、施設改修工事に伴う設備の備品	1,042件	195件

※ 「⑩ 備品の調査・確認について」【3階と4階の備品の調査の結果】(カ) 実査後の備品件数と整合している。

出典：県民プラザからの情報提供に基づき監査人作成

現状は、工事開始までは、絵画室、手工芸室、生活実験室、パソコン実習室としての貸し出しを継続するため、上記の(ウ)の備品の移動は行われていない。また、工事開始後も継続して他の部屋での利用を希望する利用者のために貸出を予定しているが、施設改修に伴い、当該施設で使用されている備品のうち、工事に伴い使用目的が消滅する備品（以下、本項において「対象備品」という。）について、具体的な貸出

方法や貸出備品などの今後の取扱方針が未定である。県民プラザによると、(ウ)の備品については、貸出備品を除き、施設改修工事後に倉庫1に移動後、使用の可否等を確認し、その後に不用の決定や廃棄を行う予定であると説明しており、現時点で分類や対応は未整理である。

千葉県財務規則第181条では、その性質上、長期間にわたって使用されるべき物を「備品」に分類する旨が定められている。また、同規則第189条では、良好な状態で常に供用又は処分可能な状態で保管し、同規則第204条では、活用することができないと認められる物品は、不用の決定をしなければならないと規定されている。

しかし、県民プラザでは、利用停止以降の備品の保管方法や、不用決定について、現状、保留となっており、1,200件超の対象備品の去就が見通せていない。特に、宿泊室のベッド等、利用停止が確定している備品についても、明確な処理方針が決定されておらず、施設改修設計完了後に使用の可否等を確認し、不用の決定を含めてすべて一括して判断する運用が、意思決定遅延の要因となっており、改善の余地があると認められる。

対象備品のうち、3階の絵画室などの実習室関係の備品を施設の利用停止以降に利用者への貸出を滞りなく開始するためには、供用継続の有無、用途消滅の有無、状態不良等の区分等を整理し、対象備品の分類を速やかに検討することが望まれる。また、4階の宿泊室のベッド(備品)等の宿泊設備のように使用見込みがないことが明らかでない備品については、先行して検討することが望まれる。

【結果(意見)：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

施設改修は施設の有効活用を図る好機である一方、備品管理の遅延により資産の価値を損なうおそれがある。施設改修工事に伴い使用目的が消滅する備品については、施設の利用停止後の使用継続の有無、用途消滅の有無、状態不良等の区分等、速やかに対象備品の分類を検討し、対象備品については早期に処理方針を決定するよう要望する。

⑫ システム運用保守委託における特記仕様書の不遵守について(指 摘)

【現状・問題点】

千葉県生涯学習情報提供システム運用保守業務委託は、株式会社オープンソース・ワークショップに対して単年度随意契約により委託している。また、随意契約の理由は、当該システムが同社独自開発であり、維持管理に専門性が必要であることが説明されている。加えて、施設改修工事に伴い、当該事業の継続性が不透明であることから、長期継続契約を採用せずに単年度契約としているとの説明を受けた。

【見積合わせ省略理由】

県民プラザでは、県民の生涯学習を支援・推進するため、県内の生涯学習に関する情報を収集・提供し、学習相談にも対応することを目的とした千葉県生涯学習情報システムを運用している。

現行システムは株式会社オープンソース・ワークショップ社製のシステムで、サーバー・システムの維持管理及びサポートは開発者であり、専門知識を有する同社でなければ行うことができない。

については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

出典：県民プラザ提出資料に基づき監査人作成

以上の理由から、当該業務委託は、同じ委託業者との間で、単年度での随意契約を続けている。

一方で、当該業務委託に係る契約書には、「別記 データ保護及び管理に関する特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）が添付されており、委託業者は以下の事項の遵守が義務付けられている。

条項	義務
4.3 業務完了時の遵守事項	毎年度末にデータ返却等処理、作業後に発注者である県民プラザに作業後の報告。
4.4 記憶装置の修理及び廃棄等におけるデータ消去	記憶装置から全ての電子データ等を消去の上、復元不可能な状態にする措置。

出典：特記仕様書に基づき監査人作成

しかし、県民プラザは、次年度以降も同一の委託業者との契約の継続が見込まれる場合、データ消失リスク等を考慮し、年度ごとのデータ返却や抹消措置を実施していない。加えて、特記仕様書に従った報告も受けていないことが確認された。なお、異常時にはデータの抹消措置を行う運用としているが、過去に異常等が発生したことはなく、いずれも記録や手順化はなされていない。

総務部デジタル推進課は、全庁に対して、データのセキュリティ保護のために特記仕様書を契約時に必ず添付し、遵守することを求めている。しかし、県民プラザでは、仕様書の定めを履行せず、情報資産保護の統制が形骸化している事務は適切ではなく、改善の余地があると認められる。

このような事態が生じている背景としては、契約継続を前提とした運用を行っていること、特記仕様書の内容確認が不足していること、運用にあたって総務部デジタ

ル推進課との事前協議を行っていないことなどが挙げられる。

なお、総務部デジタル推進課からは「特記仕様書には、継続の場合の対応については、特に記載されていない。所属の状況等と合致しない場合は、別途仕様書の注釈により保管し、運用を行うように」との回答を得ている。この回答を受け、県民プラザからは、「今後は仕様書に注釈を記載し、特記仕様書を補完し対応する。」との回答を受けている。

【結果（指摘）：さわやかちば県民プラザ】

公共データの安全管理は行政運営の根幹であり、仕様書の不遵守は重大な内部統制上の課題である。県民プラザは、千葉県生涯学習情報提供システム運用保守業務委託について、仕様書に別途注釈を記載して特記仕様書を補完することと合わせて、特記仕様書の内容を補完する覚書を早急に締結し、データ保護措置の履行を確実にされたい。なお、次年度に同一の委託業者との契約の継続が確認できた場合に限り、仕様書に注釈を記載し特記仕様書を補完した運用を行われたい。

⑬ ネットワーク保守契約における仕様書不備と予定価格の妥当性について（指摘）

【現状・問題点】

県民プラザは、宿泊施設ネットワーク設備環境構築業務において、宿泊施設の LAN 敷設工事と完了日から 5 年間の保守業務を一括した役務提供契約を締結している。契約書の第 1 条にて法令遵守及び仕様書に基づく履行が定められているが、当該仕様書の「保守」に係る記載は「保守対応を行うこと」と「脆弱性等の要請に対応すること」の 2 点のみであり、詳細が示されていない。なお、仕様書内の保守に関する記載は、以下のとおりである。

8 保守について

- ・ネットワーク機器について業務完了日から 5 年間の保守対応をおこなうこと。
- ・発注者の依頼により脆弱性対応等の要請を受けた場合は本契約の費用内で対応をおこなうこと。

出典：県民プラザ提出の仕様書に基づき監査人作成

仕様書に保守業務の内容が具体的に示されていないことから、以下の問題が生じている。

ア. 予定価格算定の妥当性

予定価格の基となる積算書では、保守業務の積算方法は設定及び機器保守(5年)として、単価 130,000 円×数量 1 式=130,000 円とされており、その内訳は、初期設定 30,000 円と年間機器保守料 20,000 円の 5 年分となっている。しかし、具体的な作業内容の積み上げで算定されていないため、妥当性が確認できない状況である。千葉県財務規則第 110 条第 2 項では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならないとされていることから、改善の余地があると認められる。

イ. 見積合わせの有効性

当該契約は 400 万円以下の契約であることから、同規則第 115 条の規定により随意契約に基づく見積合わせの方法を採用し、3 社から見積書を徴収している。しかし、保守の具体的な内容が仕様書に示されていないため、各社の見積内容が異なっている。見積合わせの目的は、調達に係る契約手続において競争性及び透明性を確保し、もって経済的かつ合理的な調達を図ることにある。そのため、複数の候補事業者より見積書の提出を受け、価格、品質、納期、アフターサービス等の諸条件を比較検討することが重要である。仕様の不明確さにより、各社の見積内容が異なり、諸条件を比較検討することができない事務手続は、見積合わせ(千葉県財務規則第 116 条及び第 116 条の 2)による競争性が適切に確保されていない可能性があり、改善の余地があると認められる。

ウ. 契約外資料による保守内容の補完

契約書や仕様書に保守の具体的な内容が記載されていないため、保守内容の詳細は、別途、契約締結後に委託業者が作成した資料である「保守に対する案内」に示されている。契約書の第 13 条で「この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。」と規定されている。しかし、この「保守に関するご案内」については、契約文書としての法的効力は不明確であり、改善の余地があると認められる。

保守業務の仕様書の内容が不明確なため、予定価格の妥当性を確認することができないこと、サービス水準が不足していても委託業者への指導が困難で契約履行の

リスクがあること、脆弱性対応の範囲が曖昧で情報セキュリティリスクがあること、過剰支払いや機能不足が発生する可能性が認められる。

このような事態が生じている背景としては、仕様書作成において保守要件の明文化が不徹底であること、契約段階でのコンプライアンス意識が不足していること、専門性の不足により受注者任せとなっていることなどが挙げられる。

今後は、対応範囲・応答時間・除外事項・履行方法・記録義務などを仕様書に明記するなど仕様書への保守業務を明確化することが望まれる。また、同条件での比較が可能となる仕様書を提示し、見積合わせの競争性を確保することが望まれる。さらに、契約外資料への依存を排し、正式な契約文書へ反映するなど契約文書の改善が望まれる。

【結 果（指摘）：さわやかちば県民プラザ】

行政契約としての透明性・説明可能性が十分でないため、内部統制上の課題が大きい。仕様書の保守業務の内容は具体的かつ明確に作成するとともに、見積合わせの競争性が確保できる事務を徹底されたい。

⑭ 使用料改定誤反映による誤徴収及び還付事務について（意見）

【現状・問題点】

県民プラザにおいて、令和元年 10 月の消費税率改定に伴い使用料を改定した際、ホール楽屋 3 の使用料について、使用料徴収に使用する「ちば施設予約システム」への登録金額を「午後の半日料金」480 円のところ 490 円、「1 日」1,200 円のところ 1,210 円と誤った設定のまま、令和 6 年 7 月まで修正されていなかったことが確認された。また、所内料金表の記載金額も令和 6 年 7 月まで修正されず、利用料金の收受においても誤りに気付かなかったことが確認された。この誤反映による事務過誤の結果、延べ 259 件(対象者 106 名)、総額 2,590 円の誤徴収が発生した。なお、誤徴収の内訳は、令和元年から令和 5 年度までの過年度分は 227 件、2,270 円であり、令和 6 年度分は 32 件、320 円であった。さらに、誤徴収の内訳は、次の表に示すとおりである。

【誤徴収の内訳】

(単位:円)

	内容	延べ件数	誤った調定額 (A)	本来の調定額 (B)	差異 (A-B)
教育施設使用料	ホール楽屋3(1 日料金)	135 件	163,350 (1,210)	162,000 (1,200)	1,350 (10)
	ホール楽屋 3(半日料金)	124 件	60,760 (490)	59,520 (480)	1,240 (10)
	合計	259 件			2,590
内、過年度分		227 件			2,270
令和 6 年度分		32 件			320

※ () 内は、1 件あたりの金額

出典：県民プラザ提出資料に基づき監査人作成

県民プラザでは、誤徴収の対象者 106 名(延べ 259 件)に連絡を取り、還付処理を実施した。なお、対象者の回答は、以下のような状況である。

【還付処理の内訳】

	人数 (名)	誤徴収額 (円)
対象者	106 名	2,590 円
辞退者	83 名	1,580 円
還付希望者	23 名	1,010 円
内、過年度分	21 名 [※]	890 円
令和 6 年度分	9 名 [※]	120 円

※過年度と令和 6 年度の重複 7 名含む。

出典：県民プラザ提出資料に基づき監査人作成

県民プラザでは、還付希望者については、過年度分は「償還金、利子及び割引料」として 890 円を支出伝票により返還処理し、令和 6 年度分は「教育施設使用料」の「戻出」として戻出伝票により 120 円を処理している。しかし、還付を希望しない辞退者 83 名、1,580 円分については、会計処理は行われておらず、依然として「教育施設使用料」に収入として計上されている。

また、還付処理の連絡は、電話にて全対象者に意向確認し、還付希望者は還付金申請書を県民プラザに送付することとしている。還付を希望しない辞退者については、電話での内容(相手方・連絡日・連絡状況・還付についての意思)を記録紙に残し、記録紙の内容を結果一覧としてデータを施設所管課と共有し進捗状況を確認している。その結果、還付を希望しない辞退者からは、返信用はがきは送付されず、辞退の意思は県民プラザの担当者が個別に電話口で確認しており、証憑が整理されていない。

ア. 料金設定の検証不足について

条例の改定に伴う料金改定が、「ちば施設予約システム」への入力及び所内料金表に適切に反映されておらず、誤徴収が生じている。条例の改定額との照合が行われておらず、誤徴収が継続しており、料金設定の検証不足が認められる。このような事態が生じている背景としては、条例の改定時において、複数人で照合する体制がなかったことなど、施設所管課と情報共有をして誤りの防止や発見する体制が組織的に確立されていなかったことが原因である。この結果、利用者からの信頼毀損につながる可能性が認められる。

イ. 還付辞退の証憑について

還付を希望しない辞退者については、電話での内容を、相手方・連絡日・連絡状況・還付についての意思を書面として記録紙に残し、記録紙の内容を結果一覧としてデータを施設所管課と共有し進捗状況を確認しているなどの対応は一定の理解を示すものではあるが、辞退者本人の意思を客観的に立証することができず、後日、「辞退していない」「説明を受けていない」と言われた場合には反証が難しい。さらに、職員側の裁量や誘導が疑われ、不正利得や不当処理と見られる余地が認められる。電話応答の内容を記録していても、「誰が」「どこまで理解した上で」「自発的に」辞退したかまでは、客観性に欠ける点も否定できない。行政手続としては、金額が少額でも明確な意思表示を書面で残すことが必要である。今後の運用としては、電話での説明と意思確認、「念のため書面で確認させてください」と案内、辞退届を送付、回収の流れが望まれる。この場合、電話記録は、説明内容と書面送付の了承を残しておけば十分と考える。

ウ. 会計処理の誤りについて

辞退額について科目更正等の会計処理を行っておらず、誤徴収のまま「教育施設使用料」に収入として計上されており、過大となっている。この結果、教育施設使用料が条例の額と乖離し、過大計上が継続しており、会計処理の是正が望まれる。

【結果（意見）：さわやかちば県民プラザ・生涯学習課】

使用料改定に伴う料金設定、誤徴収発生後の還付対応及び会計処理については、一定の対応が行われているものの、全体として作業手順や判断過程が十分に整理・文書化されておらず、内部統制の観点から改善の余地が認められる。今後は、条例改定時における料金設定の確認体制の明確化や、還付辞退の意思確認に係る書面整備・証憑保存のルール化、誤徴収が生じた場合の会計処理方法の整理など、一連の事務について手順を明確にし、使用料事務の適正性を確保するとともに、利用者との信頼関係の維持及び再発防止に資する体制整備を進めることを要望する。